

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和4年 9月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和4年9月2日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 9番 柿本 利憲 委員 8番 隈本 たつ子 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	15件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第6号農用地利用集積計画(案)の決定案件	18件

[開会 午前9時00分]

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和４年９月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願い致します。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は8名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。

9番 柿本 利憲 委員 8番 隈本 たつ子 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	15件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第6号農用地利用集積計画（案）の決定案件	18件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第1号報告について説明をお願いします。

○ **議長** 1ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定に基づく通知書案件 整理番号合意解約ー1~15について説明を求めます。

○ **事務局長** 1ページをごらんください。第1号報告 農地法第18条第6項の規定に基づく通知書案件 整理番号 合意解約ー1~15について説明します。

整理番号 合意解約ー1~15を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3ー1について説明を求めます。

○ **事務局長** 16ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3ー1について説明します。整理番号3ー1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、17ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地に

つきましては、18 ページに位置図、19 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 今まで管理も譲受人がされていたので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇推進委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇推進委員** 耕作道路もなく、今後荒廃農地にならないためには問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 20 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、21 ページに位置図、22 ページに字図の写し、23 ページに土地利用計画図、24 ページに断面図、25 ページに建物立面図、26 ページに建物平面図、27 ページに建物立面図、28 ページに建物平面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 現況は畑であり、周囲も宅地ですので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 住宅地にするのは最適地だと思うんですけど、雨水排水はどこに流すようになるのでしょうか。

○ **代理人** 申請地北側に東西に町道が通っています。その道路側溝に排水するようになっています。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり県に進達し、同日で許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。

○ **事務局長** 29ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、30ページに位置図、31ページに字図の写し、32ページに土地利用計画図、33ページに断面図、34ページに建物平面図、35ページに建物立面図、36ページに建物平面図、37ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **8番（伊東委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。

○ **事務局長** 38ページをごらんください。第2議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。転用目的の

車庫・倉庫・家庭菜園は、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、39 ページに位置図、40 ページに字図の写し、41 ページに土地利用計画図、42 ページに始末書、43・44 ページに写真を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見を願います。

○ **〇番（〇委員）** この持ち主は当時村会議員をされてた方で、そんな人が無許可でこういうことをされるとはいかがなものかと思います。この件については私は何とも言えません。申し訳ございませんけども。

○ **〇番（〇委員）** 〇〇委員さんの厳しい意見ごもっともですが、50 年も前の話であり、申請人の親同士が口約束で交換しており、現在息子さんが事実を把握され始末書にもありますように深く反省されていますので、違法状態から解消するためにいいのではないかと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見を願います。

○ **〇〇推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇〇推進委員** 40 年前に車庫倉庫を建てられたときに、基礎とかあれば建築確認があると思うんですよね。過去の話ですけども。その時にその土地が地目が畑とか確認をされなかったのかなと。

それがちょっと不思議に思うんですけども。

○ **議長** 昭和 40 年代に東脊振村だったらですね、建築確認はいりませんでした。三田川町は町になってたから当時からいりましたけども東脊振は村でしたのでいりませんでした。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ **事務局長** 45 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-4 について説明します。

整理番号 5-4 を朗読。申請地は、第 3 種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住

宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断されます。転用目的の集合住宅は、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、46 ページに位置図、47 ページに字図の写し、48 ページに土地利用計画図、49 ページに断面図、50 ページに建物平面図、51 ページに建物立面図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** ここは長年水害に悩まされていた土地で、土木事務所の河川改修工事のおかげできれいになっています。耕作に不向きな場所なので仕方ないと思います。

○ **〇番（〇〇委員）** 周辺に農地もないので問題ないと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇最適化推進委員** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達し、同日で許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 4 年度第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 52 ページをごらんください。第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が 40 筆 65,270 m²、合計の 65,270 m²となっております。

次に 53 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 3,226,106.87 m²、今回解約面積 37,209.26 m²、今回計画といたしまして 11,209 m²、現在の合計 3,200,106.61 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。